

中之条町災害廃棄物処理計画

令和2年9月

中之条町

目 次

第1章 総 則

第1項 災害廃棄物処理計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の見直しのあり方について	3
第2項 基本的事項	4
1 対象とする災害と廃棄物の種類	4
2 災害廃棄物の発生量の推計	6
3 仮置場の必要面積の算出	7
4 仮置場候補地の選定	7
5 災害廃棄物の保管	8
6 一般廃棄物処理施設等の状況	9

第2章 組織及び協力支援体制

第1項 体制と業務概要	10
1 組織・体制	10
2 各主体の役割分担	11
3 情報収集及び連絡体制	13
第2項 関係機関との連携及び県・市町村・民間業者との相互支援	14
1 自衛隊・警察・消防との連携	14
2 民間業者等との支援協定の締結	14
3 都道府県・市町村・民間業者による応援体制	14
第3項 広報と情報発信	20
1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報	20
2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報	20
3 町民への情報伝達方法	20

第3章 災害廃棄物処理

第1項 道路啓開	21
第2項 一般廃棄物・避難所ごみの収集、処理	21
1 一般廃棄物の収集・処理	21
2 避難所ごみの収集・処理	21
第3項 し尿処理	22
1 仮設トイレの必要数	22
2 浄化槽の点検	22
第4項 災害廃棄物処理	23

1 災害廃棄物処理実行計画	2 3
2 発生量・処理可能量	2 4
3 仮置場の設置・管理・運営・返却	2 5
4 収集運搬計画	2 6
5 災害廃棄物の処理方針	2 7
6 広域的な処理・処分	2 7
7 有害廃棄物・処理困難物等	2 8
8 処理フロー	2 8

第4章 その他

第1項 環境対策、モニタリング、火災防止対策	3 0
第2項 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	3 0
第3項 施設強靱化計画	3 0
第4項 仮設処理施設	3 1
第5項 思い出の品等	3 1

第1章 総則

第1項 災害廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の目的

中之条町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・町・一部事務組合・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図ろうとするものである。

2 計画の位置付け

東日本大震災等、近年における災害の教訓・知見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑迅速に処理するために、平成27年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、災害廃棄物処理対策が強化された。廃棄物処理法の改正を受け、平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「環境大臣基本方針」という。）が変更され、市町村において非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定するものとされた。本計画は、廃棄物処理法、環境大臣基本方針、中之条町地域防災計画、群馬県災害廃棄物処理計画等と相互に整合を図りつつ策定するものであり、関係法令を含む本計画の位置付けは図1-1のとおりである。

【参考】 環境大臣基本方針（抜粋） 注：下線部は、本計画の柱とした事項である。

五 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

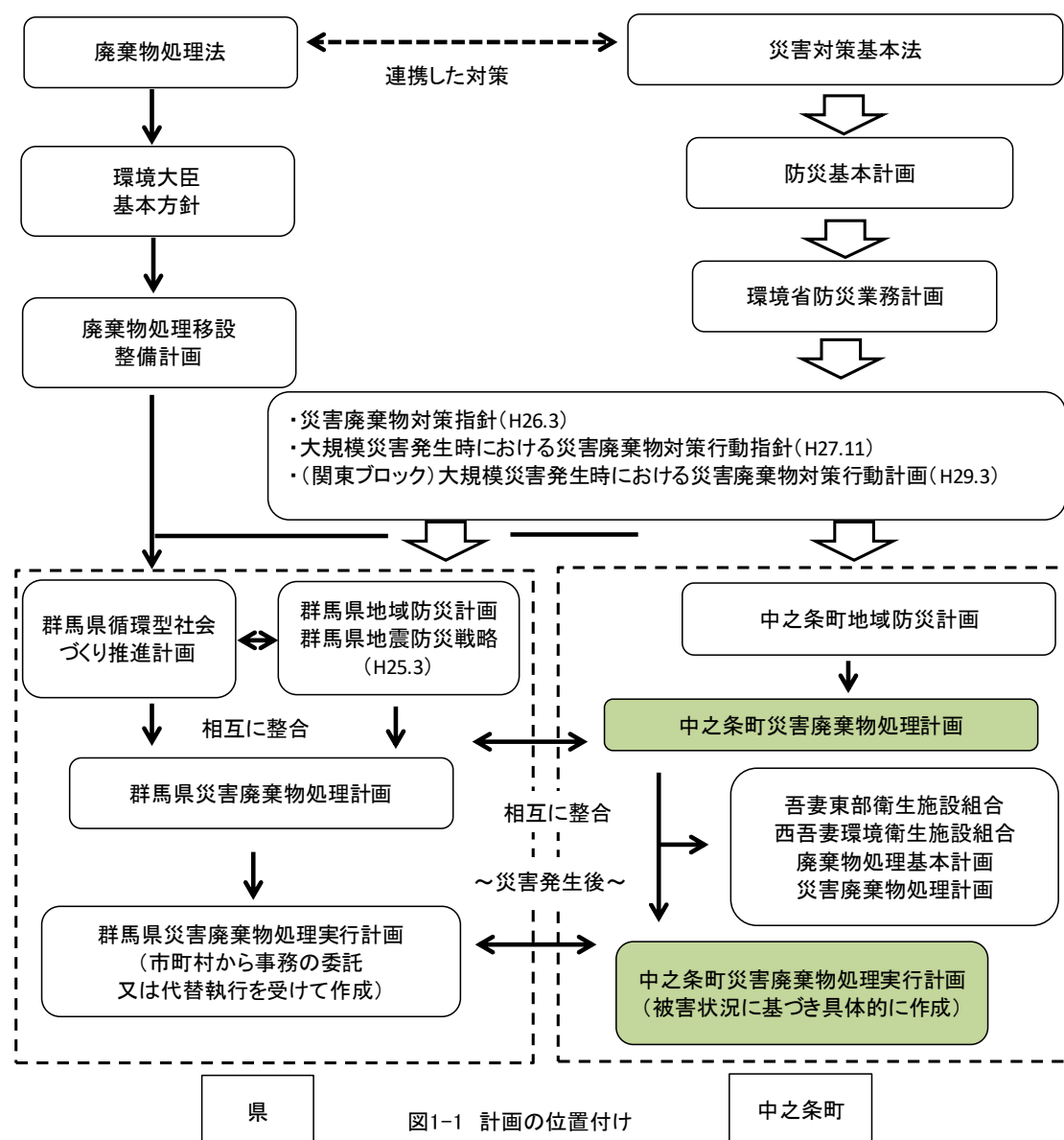
(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整

合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時には、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受け入れ等の支援を積極的に実施するものとする。



3 計画の見直しのあり方について

本計画は、中之条町地域防災計画や群馬県災害廃棄物処理計画が改定された場合、訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合等、状況の変化に応じて、適宜追加・修正を行うこととする。

3－1 訓練の実施

本計画に基づく訓練を毎年実施し、本計画を点検する。

3－2 他の事例の情報収集

他の地域で災害廃棄物処理を行っている場合には、対応状況等の情報収集に努めることとする。

3－3 計画の定期的な見直し

本計画は地域防災計画が見直された際、建物情報等の基礎情報が変更した際、もしくは道路情報、仮置場情報等が変更された際等には情報の更新を行い、必要に応じて計画を見直すこととする。訓練結果によって計画の更新が必要になった場合も同様に見直すこととする。また、見直しの履歴については、計画に明記する。

3－4 リストの更新

協定締結事業者団体の会員リスト、県・市町村等連絡先一覧、県・県内市町村の廃棄物部局経験者リストやその他関係者の連絡先等については、毎年、内容を更新する。

第2項 基本的事項

1 対象とする災害と廃棄物の種類

(1) 対象とする災害

群馬県地震被害想定調査報告書及び中之条町地域防災計画で想定する災害は、表 1-1 のとおりである。

表1-1 想定地震

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
関東平野北西縁断層帯 主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部に かけて分布する断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に 分布する断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層 による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に 分布する断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

出典) 群馬県地域防災計画(震災対策編) (群馬県防災会議 平成28年3月)

(2) 対象とする廃棄物の種類

本計画で対象とする災害廃棄物は、表 1-2 及び表 1-3 に示すとおりとする。放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は、本計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、原則として管理者が行うものとする。リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

表1-2 対象とする廃棄物(災害によって発生)

種 類	備 考
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物(木くず)	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
その他	腐敗性廃棄物(畳、被災冷蔵庫等から排出される食品、食品工場等から発生する原料・製品等)、有害物(石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等)、危険物(消火器、ボンベ類等)、石膏ボード、タイヤ等

表 1-3 対象とする廃棄物(被災者や避難者の生活に伴い発生)

種類	備考
生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済み簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出されるくみ取りし尿

2 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画を作成するための基礎資料として重要である。

群馬県災害廃棄物処理計画で推計された災害廃棄物の発生量の推計は、表 1-4 に示すとおりである。なお、計画で見込まれる中之条町の被害想定のうち片品川左岸断層及び太田断層においては被害が発生しない予測のため、関東平野北西縁断層主部による地震のみを記載した。

表 1-4 災害廃棄物の推計発生量

関東平野北西縁断層帯主部による地震

区 分	被災戸数 (戸)	原単位 (t/戸)	廃棄物発生量 (t)	備 考
全 壊	1.1	161	177.1	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
半 壊	37.2	32	1190.4	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
合 計			1367.5	



種 類	構成比	発生量 (t)	換算係数 (t/m ³)	発生量 (m ³)
可燃物	8%	109.4	0.4※1	274
不燃物	28%	382.9	1.1※1	348
コンクリートがら	58%	793.15	1.48※2	536
金属くず	3%	41.025	1.13※2	36
柱角材	3%	41.025	0.55※2	75
合 計	100%	1367.5		1269

※1 廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）から引用。なお、同書では和歌山県（震災時における市町村用廃棄物処理マニュアル（2005 年））の推計例を紹介している。

※2 産業廃棄物実態調査指針（環境省 平成 24 年 3 月）を用いた。

出典）災害廃棄物対策指針資料編【技 1-11-1-1】

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の推計方法（環境省平成 26 年 3 月）

3 仮置場の必要面積の算出

2で推計した災害廃棄物の発生量（ m^3 ）を用いて、次の方法で仮置場の必要面積を算出するものとする。

- ・必要面積＝仮置量÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
- ・仮置量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量
- ・年間処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間（通常3年とする。）
- ・積み上げ高さ：5mとする
- ・作業スペース割合：1とする

表1-4の推計発生量（ m^3 ）の全てを仮置場に搬入する場合、仮置場の必要面積は、次のとおりである。

災害廃棄物発生量(㎡)						仮置場 必要面積 (㎡)
合 計	組成別内訳					
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	
1269	274	348	536	36	75	507

4 仮置場候補地の選定

仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から設置期間が1年以上に及ぶことが予想されること、公園、グラウンド、公民館、空地等は被災者の避難所・応急仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や復旧・復興期など時間の経過により必要とされる用途が変化する場合があることに留意し、次の条件に適合するような土地から選定する。また、仮置場候補地のリストは必要に応じて更新するものとする。

条件

- ア 廃棄物処理施設、最終処分場跡地等の公有地（町有地、県有地、国有地等）
- イ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
- ウ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
- エ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の都市公園等
- オ 周辺の道路交通への影響が小さい地域

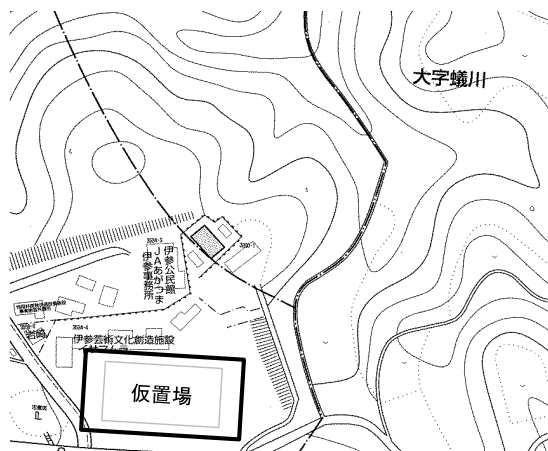
- カ 河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれが低い地域
- キ 水害廃棄物については、リサイクルや焼却処理の前処理のため付着した泥・砂を洗い流す洗浄エリアの配置や洗浄水が周辺河川等へ直接流出しないよう沈砂池の設置にも配慮する。

選定した候補地は、表 1-5 に示すとおりである。

表 1-5 仮置場の候補地

No	名称	所在地	面積	備考
1	旧伊参小グラウンド	中之条町大字五反田3534-4、3534-2の一部	約7,800㎡	仮置き場として利用する際には災害の規模や被災の範囲、避難所や仮設住宅の利用等を考慮し仮置き場の面積を災害対策本部が決定する。
2	六合総合グラウンド南側町有地の一部	中之条町大字生須503-2、504、505-3	約1,500㎡	

※災害の種類・規模等に応じて仮置場を追加する。



5 災害廃棄物の保管

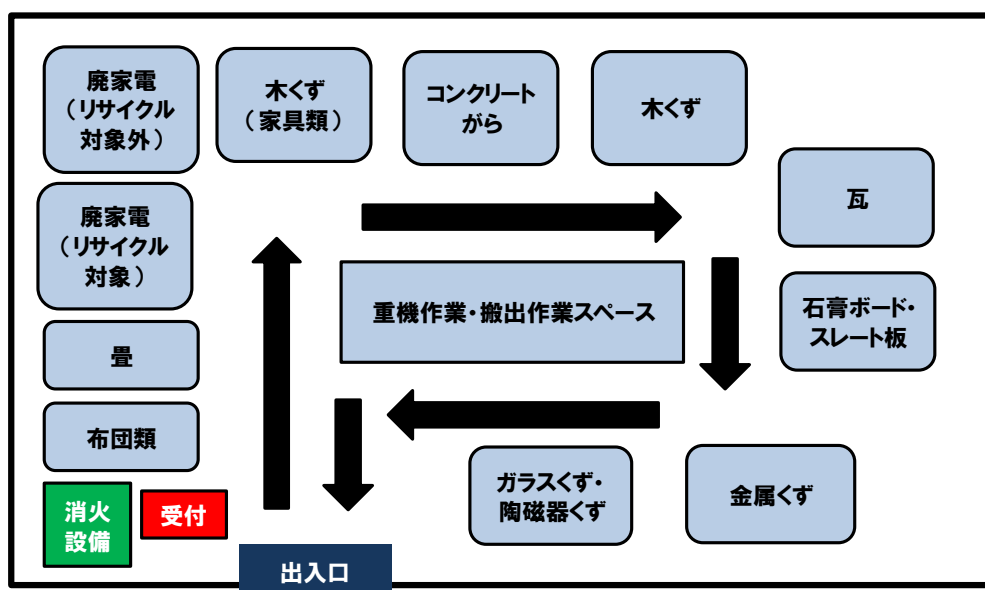
(1) 保管方法

適正処理、資源化を踏まえ、分別して搬入された廃棄物を種類ごとに区分し保管する。

(2) 配置イメージ

仮置場の配置イメージは図 1-2 に示すとおりである。

図 1-2 仮置場配置イメージ



6 一般廃棄物処理施設等の状況

本町が構成する一般廃棄物処理施設は、表 1-6 に示すとおりである。

表 1-6 一般廃棄物処理施設一覧

施設種類	施設名称	年間処理実績量 (t/年)	処理能力 (t/日)	年間処理能力 (t/年)	余裕分※ (t/年)
焼却施設	吾妻東部衛生センター	10,065	50	15,000	4,935
焼却施設	西吾妻環境衛生センター	6,678	40	12,000	5,322
破碎施設	吾妻東部衛生センター	1,539	20	6,000	4,461
破碎施設	西吾妻環境衛生センター	718	24	7,200	6,482

施設種類	施設名称	年間埋立量 (m³/年)	埋立可能 容量 (m³)	埋立容量 累積 (m³)	残余容量 (m³)
最終処分	吾妻東部衛生センター	1,229	27,000	19,373	7,627
最終処分	西吾妻環境衛生センター	2,137	102,330	40,839	61,491

※余裕分＝公称処理能力（t/日）×年間稼働日数－年間処理量 年間稼働日数は 300 日で計算
年間処理実績量及び埋立量は令和元年度の実績値

第2章 組織及び協力支援体制

第1項 体制と業務概要

1 組織・体制

本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は図2-1に示すとおりである。

図2-1 組織・体制図

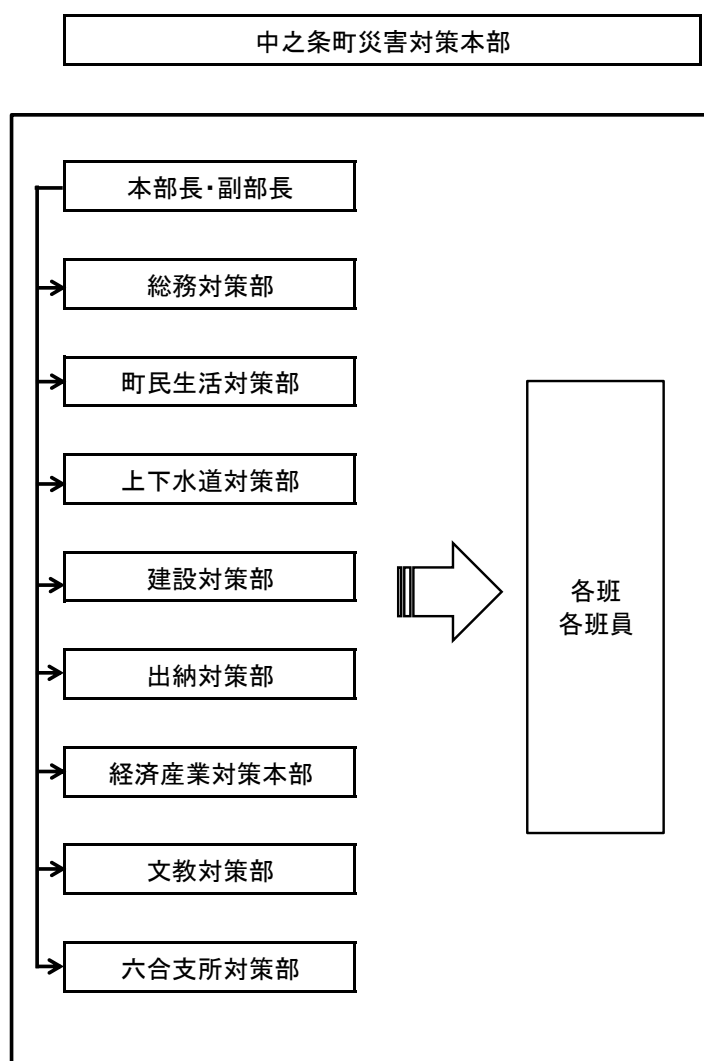


図2-1 災害対策本部組織図

2 各主体の役割分担

平時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対応期及び復旧・復興期の各段階における国、県及び村の役割分担は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1(1)各主体の役割分担（平時、初動期）

主体	区分	平時（事前準備）	初動期（発生直後）
町	組織体制	・組織体制の整備 ・関係機関との連絡体制の整備 ・支援協定の締結	・専門チームの設置 ・責任者の決定、指揮命令系統の確立 ・組織内部・外部との連絡手段の確保
	廃棄物処理	・廃棄物処理施設の耐震化と災害対策 ・仮設トイレの確保 ・仮置場候補地の選定 ・災害時の廃棄物処理方針の検討 ・災害対策経験者リストの作成	・被害状況把握、県への報告 ・関係団体等への協力・支援要請
	支援		・支援対策（組織・人員・機材等）を含む計画
県	組織体制	・組織体制の整備 ・関係機関との連絡体制の整備 ・支援協定の締結	・災害に対応した組織体制の確立 ・被災市町村との連絡手段の確保 ・広域的な協力体制の確保、周辺市町村 ・関係省庁・民間業者との連絡調整
	廃棄物処理	・事務委託手続の検討 ・災害対策経験者リストの作成	・被害情報の収集 ・被災市町村の支援ニーズの把握、国への報告 ・収集運搬、処理体制に関する支援・助言
	支援		・広域的な視点からの支援体制（組織・人員・機材等）の確保
国		・大規模災害時の財政支援の制度化 ・効果的な廃棄物処理制度の検討（県・市町村等からも国に働きかける。）	・組織体制の整備 ・県からの情報確認、支援ニーズの把握 ・緊急派遣チームの現場派遣 ・災害廃棄物処理対策協議会の設置 ・広域的な協力体制の整備 ・国際機関との調整

表 2-1(2)各主体の役割分担（応急対応期、復旧・復興期）

主体	区分	応急対応期	復旧・復興期
町	組織体制	・ 民間業者や県と連携した体制の整備	・ 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・ 災害廃棄物の仮置き ・ 県、隣接市町村及び関係団体への支援要請 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物処理の進捗管理	・ 災害廃棄物処理実行計画の実施 ・ 復旧復興計画と合わせた処理・再資源化 ・ 関係団体等への支援要請 ・ 災害廃棄物処理の進捗管理
	支援	・ 支援に必要な情報収集・支援の実施 ・ 災害対策経験者の派遣	・ 支援に必要な情報収集・支援の実施 ・ 長期支援の実施検討
県	組織体制	・ 国や県内市町村、民間業者と連携した体制整備	・ 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・ 被災市町村の情報収集・支援要請 ・ 災害廃棄物処理実行計画の検討支援 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定（事務委託を受けた場合） ・ 災害廃棄物処理の進捗管理（同上）	・ 被災市町村の情報収集・支援要請 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定（事務委託を受けた場合） ・ 県による廃棄物の処理（同上） ・ 災害廃棄物処理の進捗管理（同上）
	支援	・ 支援に必要な情報収集、支援の実施 ・ 災害対策経験者の派遣	・ 支援に必要な情報収集、支援の実施 ・ 長期支援の実施検討
国		・ 県からの情報確認、支援ニーズの把握	・ 県からの情報確認、支援ニーズの把握

3 情報収集及び連絡体制

災害対策本部は災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う観点から、図 2-2 に示す情報を収集する。収集した情報は、県地方部環境森林班（吾妻環境森林事務所）経由で県環境森林部ごみ・し尿対策班（廃棄物・リサイクル課）に報告する。収集した情報を元に、災害廃棄物の発生量、インフラの被災状況を踏まえた災害廃棄物の収集運搬経路の確保等を行う。

なお、時間の経過とともに被災・被害状況が明らかになるため、災害対策本部から最新情報を収集する。

図 2-2 災害対策本部が収集する情報

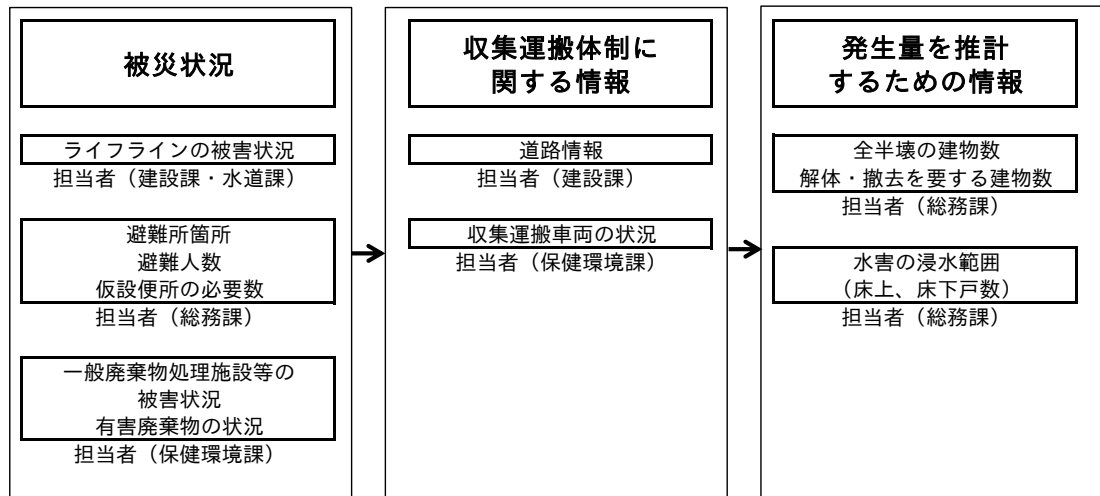


図 2-4 国・県・近隣町村等関係機関連絡先

所属名	担当部署	電話番号	F A X 番号
環境省関東地方環境事務所	資源循環課	048-600-0814	048-600-0521
群馬県	森林環境部環境局廃棄物	027-226-2851	027-223-7292
	吾妻環境森林事務所	0279-75-4611	0279-75-6548
東吾妻町	町民課	0279-68-2111	0279-68-4900
高山村	住民課	0279-26-7953	0279-63-2768
嬭恋村	総合政策課	0279-96-0511	0279-96-0516
長野原町	町民生活課	0279-82-2246	0279-82-3115
草津町	生活環境課	0279-88-0001	0279-88-0002
吾妻東部衛生センター		0279-75-2099	0279-75-6755
西吾妻環境衛生センター		0279-82-2736	0279-82-3986

第2項 関係機関との連携及び県・市町村・民間業者との相互支援

1 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、道路の啓開に当たる建設対策部、実際に啓開業務を行う廃棄物処理業者や建設業者などと連携する。

2 民間業者等との支援協定の締結

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片などのがれき類など産業廃棄物と同様の性状のものが多く、本町では処理の実績や処理施設が乏しいのが実情である。

このため、がれき等の処理に精通している民間の建設業者や廃棄物処理業者等が加入している建設事業者団体、一般廃棄物業者団体や産業廃棄物業者団体等との災害支援協定の締結を検討する。

また、災害時における簡易トイレの必要数確保に関する問題に対応するため民間業者と災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定の締結についても検討する。

3 都道府県・市町村・民間業者による応援体制

(1) 協定に基づく応援体制

大規模災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に備え、県内全市町村及び清掃関係一部事務組合との間で「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」が平成20年4月1日付けで締結され、災害発生時の支援協力体制が構築されている。

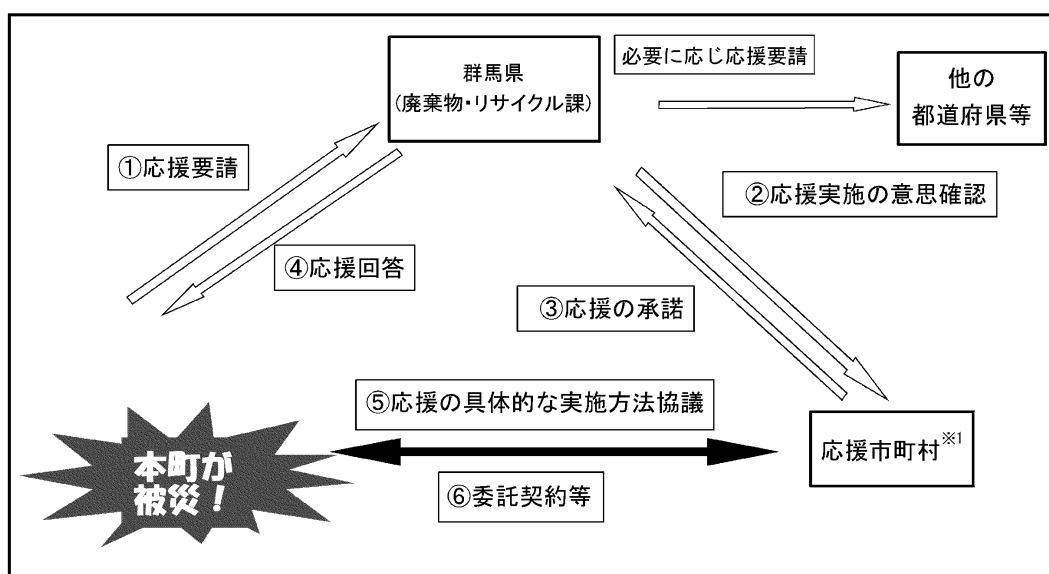
また、県と公益社団法人群馬県環境資源保全協会及び一般社団法人群馬県環境保全協会とそれぞれ「災害時における廃棄物処理に関する協定」が平成25年4月1日付けで締結されている。これらの協定の概要は次のとおりである。発災後、支援又は受援助の必要が生じた場合、速やかにこれらの協定を運用できるよう平時から取扱いを確認するものとする。

①県と県内市町村（清掃関係 一部事務組合を含む。）との協定に基づく応援体制
協定※1に基づき、県に対して応援要請をし、県から応援可能な市町村のあっせんを受ける。

【根拠法令等】

- ・廃棄物処理法第6条第1項、第4項、第6条の2第1項

※平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」
（全市町村及び清掃関係一部事務組合）



② 県と民間処理業者との協定を踏まえた応援体制

本町の施設では処理が困難な災害廃棄物を、他の市町村の区域内にある民間処理施設で処理する場合、県に応援要請し、民間処理業者の選定及び関係市町村との事前協議の仲介を受ける。

【根拠法令等】

- ・ 廃棄物処理法第6条第1項、第4項、第6条の2第1項

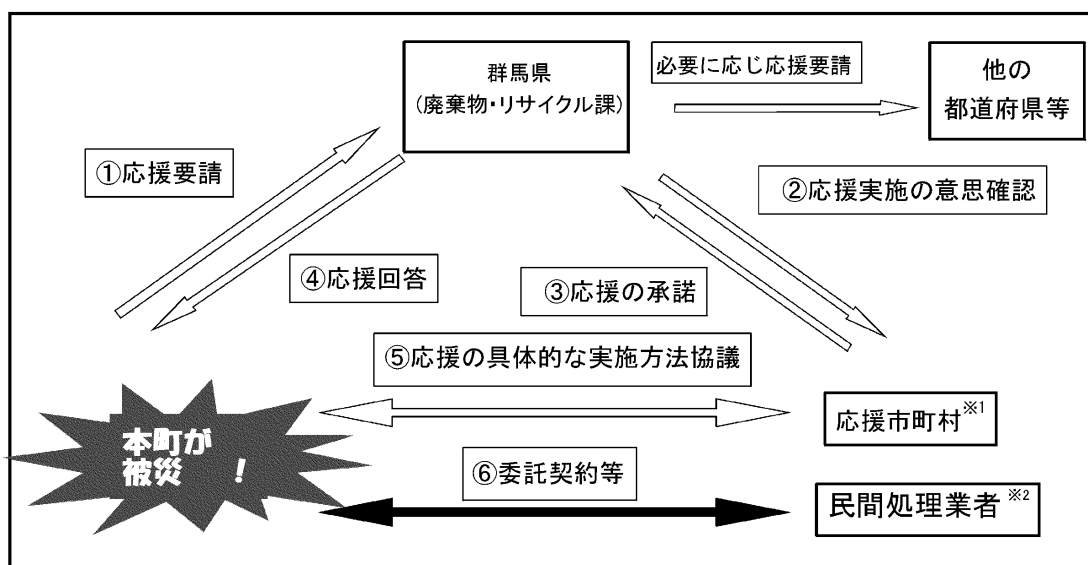
※1：平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」

（全市町村及び清掃関係一部事務組合）

※2：平成25年4月1日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」

（県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会）

（県・一般社団法人群馬県環境保全協会）



(2) 法令に基づく応援体制

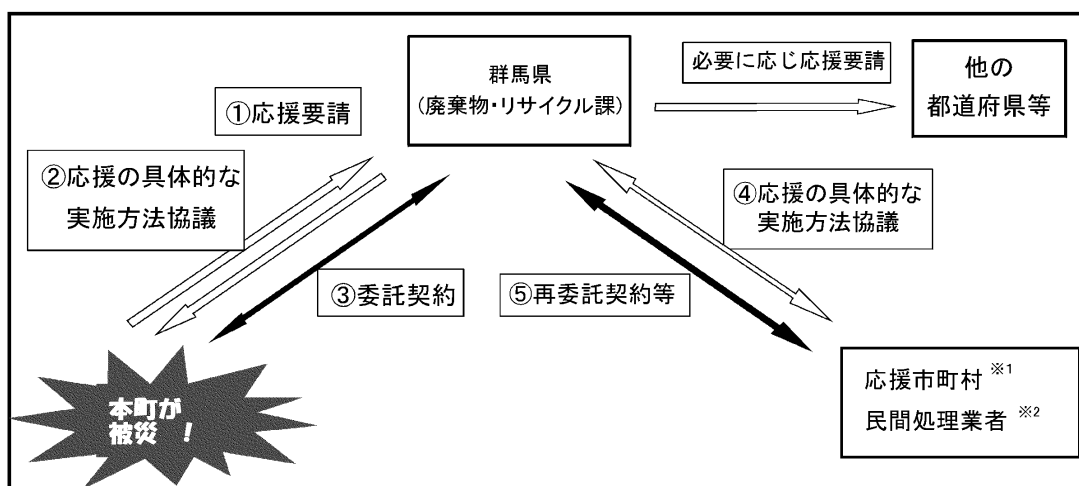
① 本町が県に対して処理を委託し、受託した県が、応援市町村又は民間処理業者へ再委託することにより行う応援体制

【根拠法令等】

- ・ 廃棄物処理法第6条の2第2項
- ・ 廃棄物処理法施行令第4条第11号

※1：平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」
(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

※2：平成25年4月1日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」
(県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会)
(県・一般社団法人群馬県環境保全協会)



<参考>

◎ 廃棄物処理法

(市町村の処理等)

第6条の2

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（略）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

○ 廃棄物処理法施行令

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第4条法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

② 本町が県に対して地方自治法に基づき事務を委託（又は代替執行）し、応援を承諾した市町村・民間業者に委託することにより行う応援体制

【根拠法令等】

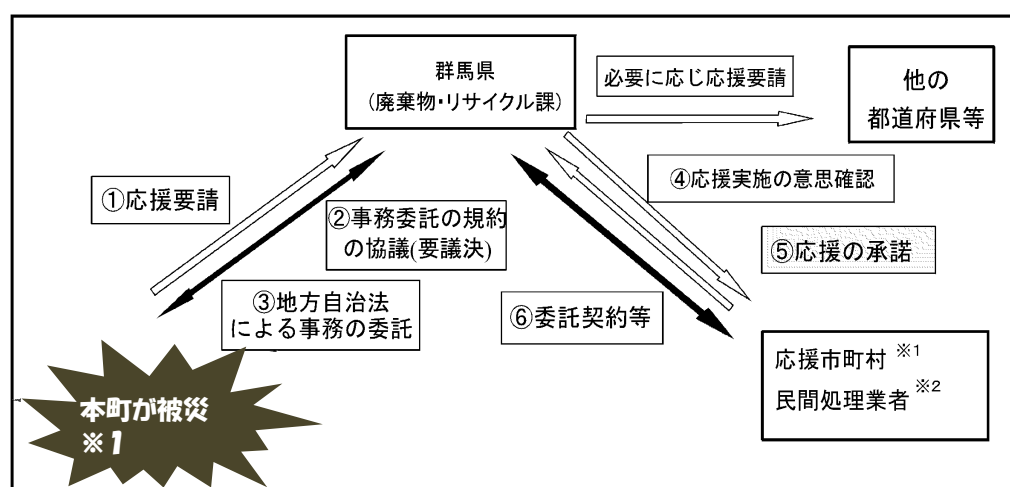
・地方自治法第 252 条の 14（事務の委託、同） 法第 252 条の 16 の 2（事務の代替執行）

※ 1：平成 20 年 4 月 1 日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」（全市町村及び清掃関係一部事務組合）

※ 2：平成 25 年 4 月 1 日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」

（県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会）

（県・一般社団法人群馬県環境保全協会）



①の廃棄物処理法の特例を用いた再委託契約による手法のほか、本町に代わって県が処理を行う場合、地方自治法に基づく「事務の委託」（地方自治法第 252 条の 14）、「事務の代替執行」（地方自治法第 252 条の 16 の 2）の手法を用いることができる。

事務の委託の場合、ごみ処理に係る執行権限が本町から県に移るが、事務の代替執行は、ごみ処理に係る執行権限を本町に留保したまま、ごみ処理の執行のみ代替させるものであり、民法の代理（民法 99 条以下）に相当する法的効果が認められるものであり、代理又は代理に類するものとされる。

「事務の代替執行」（地方自治法第 252 条の 16 の 2）の制度は、平成 26 年 5 月の地方自治法改正により創設された。上図の「③地方自治法による事務の委託」を「③地方自治法による事務の代替執行」と読み替えるほかは、全体の手続は事務の委託と同様である。

事務の代替執行に当たり、代替執行者は次のように表示する。

〇〇町長 □□ △△ 印（××事務代替執行県知事□△ □△ 印）

東日本大震災では、「事務の委託」により、岩手県、宮城県が市町村に代わって中間処理を行っている。

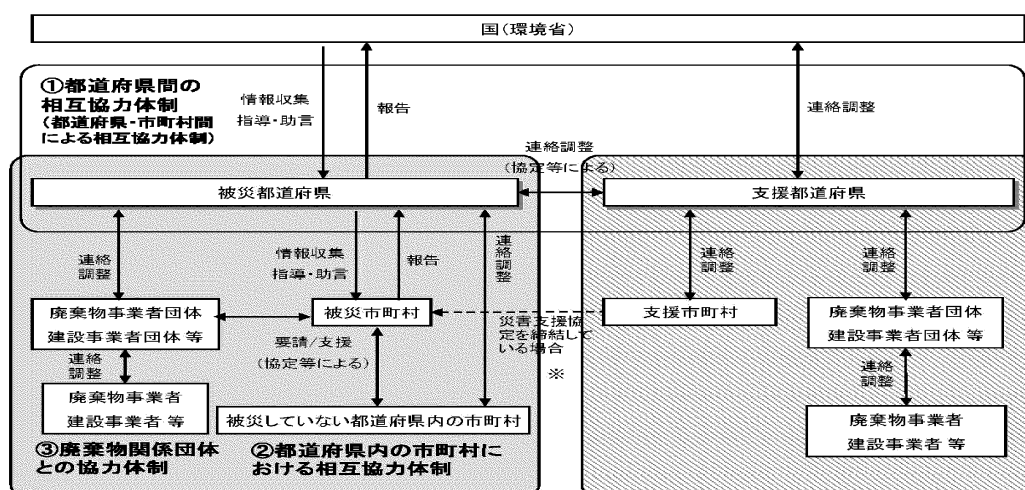
(3) 災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援
被災市町村が県に対して応援要請をした場合、又は被災状況を鑑みて必要と判断される場合、県は他の都道府県等と締結している応援協定に基づき支援を行う。
応援協定は、次の一覧のとおりである。

表2-3 群馬県の応援協定一覧

名 称	締結先	要請先	要請者	手続
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	カバー都県（太字の県）ひとつ	知事 (危機管理室)	「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」
災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県五県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、栃木県、新潟県	応援総括県	知事 (危機管理室)	
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	群馬県、埼玉県、新潟県		知事 (危機管理室)	
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県	関東ブロックの幹事都県	知事 (危機管理室)	

【参 考】 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

出典) 災害廃棄物対策指針（環境省 平成26年3月）



第3項 広報と情報発信

1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、危険物・有害物への対応、集積場所、仮置場の場所、不法投棄の防止、相談窓口等についてホームページ、安心メール、マスメディア、SNS、町役場や避難所への掲示などの方法により、町民への情報提供を行う。

- ① 災害廃棄物の収集方法（分別方法、有害廃棄物・危険廃棄物・処理困難物の排出方等）
- ② 仮置場の場所及び運営状況（排出時間等のルールも発信する）
- ③ 生活ごみの集積場、収集時期、分別方法
- ④ 下水道に接続されているトイレの使用禁止措置及び使用禁止措置の解除
- ⑤ 禁止事項（便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きの禁止等）
- ⑥ 町への問合せ窓口

また、災害廃棄物の発生量と処理体制、処理・処分状況、災害廃棄物処理実行計画の策定等についてもホームページや広報誌紙等を用いて、町民への情報提供を行う。

2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、ブロック等のほか、転倒した家財道具などから構成されている。このため、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止の対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量をある程度抑制することが可能である。

また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別が徹底できていれば、災害時においても排出抑制や分別への配慮が可能である。このため、平時から、町民に対し住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行う。

3 町民への情報伝達方法

町村民への情報伝達に当たっては、あらゆる媒体を活用する。広報媒体を例示すると、概ね次のとおりである。

テレビ、ラジオ、防災無線、広報車、広報紙、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール）、ソーシャルネットワーク、新聞、チラシ、掲示版等

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用するなど、高齢者、障害者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容に配慮する。

第3章 災害廃棄物処理

第1項 初動業務及び道路啓開

大規模災害が発生した場合の町職員の初動業務を以下に示す。

- ① 災害対策本部との連絡体制確保と住民・建築物等の被災状況把握
- ② 廃棄物発生量の推計及び災害廃棄物処理実行計画の策定
- ③ 仮設トイレ・し尿収集の計画
- ④ 廃棄物関連施設の被害状況把握と復旧対策
- ⑤ 住民への広報・相談及び委託業者・支援団体への連絡
- ⑥ 仮置場への受入準備・広報

また、大規模災害発生時には倒壊した建物等により道路交通が麻痺している事が想定される。道路交通の麻痺は人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の搬出・運搬についても影響がある。

発災後は速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置場への搬送に努める。

第2項 一般廃棄物・避難所ごみの収集、処理

1 一般廃棄物の収集・処理

被災時においては、可能な限り平常時と同様とし、町が構成する衛生施設組合において一般廃棄物の収集・処理を行うものとする。ただし被災状況に応じて被災地区や各避難所の収集・処理を優先するとする。

2 避難所ごみの収集・処理

避難所ごみ避難所で発生する廃棄物は、ごみ処理施設及びし尿処理施設へ搬出されるまでの間は、原則として避難所に保管する。避難所から処理施設への運搬については、県が指定している緊急輸送路を活用する。

災害対策本部は各避難所の廃棄物集積状況を把握し、必要に応じて衛生施設組合に情報を伝達するものとする。

また、避難所で発生する廃棄物の種類及び管理方法については、表 3-1 のとおりである。

表3-1 避難所ごみの分別方法例

時間対応	災害初動時		応急復旧時
	集積所（持込）	回収再開時	通常運用まで
可燃ごみ			
食品ごみ	●「可燃ごみ」として、回収（回収再開の見込みが立つまで）	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収
おむつ・衛生用品			
腐敗性の高い物			
容器包装材	○可能な限り保管を依頼		
その他（非腐敗性）			
分別回収ごみ（資源系）			
紙類	□	□	□
プラ製容器包装	□	□	□
缶・びん・ペットボトル	□	□	○回数を限定して回収
有害廃棄物・医療系廃棄物			
廃電池類	□	□	○回数を限定して回収
廃蛍光管類	●割れた物は梱包・ラベリングして分別排出		○回数を限定して回収
医療系廃棄物（家庭）	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他の有害廃棄物（生活復旧に支障を来す）	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他	○可能な限り保管を依頼		

●赤：最優先すべき ○黄：優先すべき □青：優先順位は低い
出典）廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を一部修正

第3項 し尿処理

1 仮設トイレ等の管理・備蓄

災害発生時の生活排水処理についても、基本的には平常の処理・収集作業を行う。

避難者数が多い場合については、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想定されるため、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとする。
なお、本町が備蓄・管理している仮設トイレ等は、表 3-2 に示すとおりである。

表3-2 仮設トイレ等の備蓄状況

区分	メーカー名	種類	基数	備考
簡易トイレ	(株)ケンユー	BT-6	20	

2 浄化槽の点検

既設の浄化槽について、発災後速やかに浄化槽の破損の有無や機能が正常に維持されているか、浄化槽の点検を行う必要がある。

点検は、平時と同じく、浄化槽管理者が知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施する。

第4項 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画である。

実行計画は、表 3-3 に示す項目等について策定する。

表3-3 災害廃棄物処理実行計画の項目

1 概要と方針 (1) 計画の目的 (2) 計画の位置付け (3) 計画の期間 (4) 計画の見直し	中之条町災害廃棄物処理計画に基づき記載 対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間 随時、災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行う
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況 (1) 地域内の被災状況 (2) 災害廃棄物の発生状況	 策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針 (1) 基本的な考え方 (2) 処理期間 (3) 処理体制 (4) 処理フロー	①適正かつ円滑・迅速な処理 ②環境に配慮 ③安全性の確保 ④リサイクルの推進による最終処分量の減量化 概ね3年を目処 庁内の組織体制以外にも周辺自治体や産廃処理業者の連携等も整理する 種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法 (1) 災害廃棄物の集積 (2) 災害廃棄物の選別 (3) 災害廃棄物の処理・処分	仮置場の設置、運営方法の整理 仮置場での分別区分とその整理 廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

2 発生量・処理可能量

災害発生時における災害廃棄物の発生量推計は、実際の被災状況に応じて表 1-4 で示した原単位を利用して推計する。建物の被害棟数などを推計するためには、災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本とする。

表 3-4 災害廃棄物の推計発生量（再掲）

関東平野北西縁断層帯主部による地震

区 分	被災戸数 (戸)	原単位 (t/戸)	廃棄物発生量 (t)	備 考
全 壊	1.1	161	177.1	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
半 壊	37.2	32	1190.4	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
合 計			1367.5	

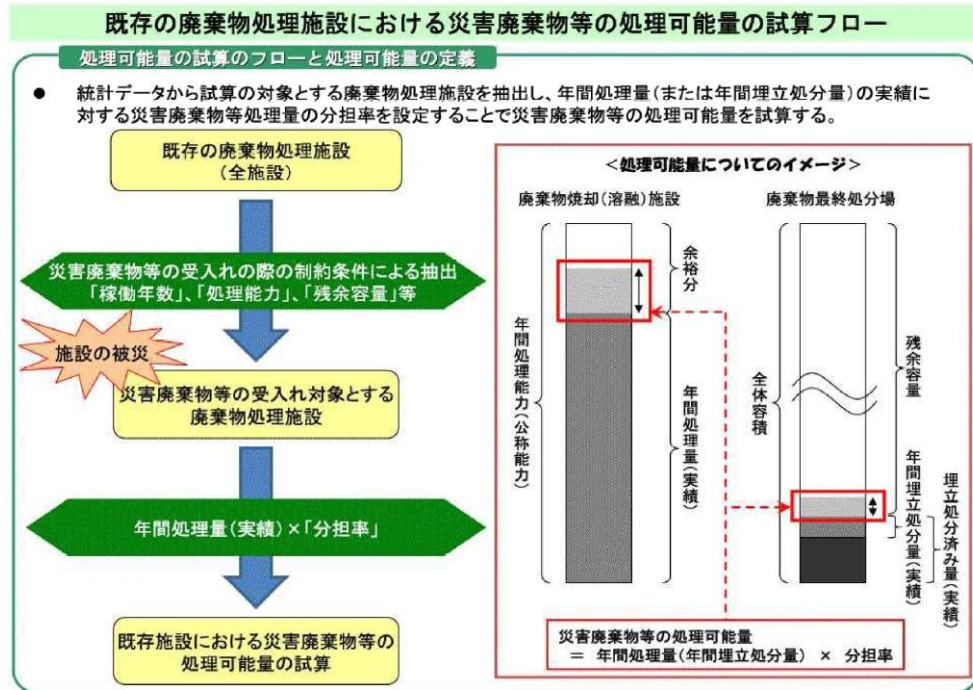


種 類	構成比	発生量 (t)	換算係数 (t/m ³)	発生量 (m ³)
可燃物	8%	109.4	0.4※1	274
不燃物	28%	382.9	1.1※1	348
コンクリートがら	58%	793.15	1.48※2	536
金属くず	3%	41.025	1.13※2	36
柱角材	3%	41.025	0.55※2	75
合 計	100%	1367.5		1269

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況及び被災状況を把握し、図 3-1 に示す試算方法を用いて試算する。

本町が構成する衛生施設組合の処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、県や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行う。

図3-1 災害廃棄物処理可能量の試算方法



出典）災害廃棄物対策指針 資料編【技1-11-2】災害廃棄物の処理可能量の試算方法（環境省 平成26年3月）

3 仮置場の設置・管理・運営・返却

群馬県災害廃棄物処理計画による仮置場の定義は、表 3-5 に示すとおりである。

表3-5 仮置場等の分類

名 称		定 義	設置期間等
仮置場	一時的な仮置場	- 個人の生活環境・空間の確保 - 復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所とする。	設置期間は、一次仮置場に搬出されるまで（数ヶ月を目途）
	一次仮置場	処理（リユース・リサイクルを含む）前に、一時的な仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所とする。	- 大型ダンプがアクセスできる通路が必要 - 設置期間は、二次仮置場または中間処理施設への搬入が完了するまで
	二次仮置場	- 一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。 - 設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱いとしている。	- 大型ダンプがアクセスできる通路が必要 - 設置期間は、災害廃棄物処理が完了するまで（3年を目途）

表 1-5 で抽出した仮置場候補地より、推計した災害廃棄物量や被災状況等を鑑みて仮置場を設置する。仮置場の設置、搬入、運営管理、返却に関する留意事項等は、別途「仮置場の設置・運営マニュアル」に示す。

4 収集運搬計画

平時より、地元の建設業協会や産業廃棄物協会等との協力体制を確保するとともに、協力体制が敷かれた協会等が保有する収集運搬車両や重機を事前にリストアップしておく。

発災後は速やかに、利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を確認する。

生活ごみについては、被災状況に応じて平常時の収集ルートやスケジュールを変更する。避難所ごみについては、別途収集運搬体制を定める。

また、収集運搬計画を策定する際には、収集運搬車両や重機の燃料確保についても考慮する。

5 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の種類別に、表 3-4 で推計した発生量を元に処理方針を整理する。

種類	発生 見込量 (t)	処理・処分方法		
		処理施設	想定処理 量 (t)	処理方法
可燃物	109.4	吾妻東部衛生センター	109.4	選別を行い、紙くずなど再利用・再資源化が可能なものは民間処理施設を確保し、積極的に活用する。焼却灰は、最終処分場で埋立処分する。
不燃物	382.9	吾妻東部衛生センター	382.9	選別・破碎処理後、再生利用が可能なものは、民間業者を確保し、積極的に活用する。残渣については、最終処分場に埋め立てる。
コンクリート がら	793.15	再資源化 (処理業者と 協定締結を今後 検討)	793.15	コンクリート塊・アスファルト塊は、再利用・再資源化を原則とする。路盤材、工事現場におけ埋め戻し材、低地の埋立による地盤のかさ上げ工事の再生砕石等有効利用法を検討し、建設業者に協力を求める。また、本町だけでは処理（再利用）できない場合は、広域的な処理体制の確保に努める。
金属 くず	41.025	再資源化	41.025	金属資源として再生利用を原則とする。
柱角材	41.025	再資源化	41.025	木くずは、チップ化など再利用・再資源化を図る。燃料化や木材材料としての利用が困難なものに関しては焼却処理する。

6 広域的な処理・処分

町内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、周辺自治体への支援を要請する。

支援要請に際しては、第2章第2項に示す体制に基づき対応する。

7 処理困難物・有害廃棄物等

対象となる災害廃棄物（表1-2）のうち、平常時には収集及び受入れを行わない廃棄物についても、災害時にはその処理体制が維持されない可能性があるため、対応方針を定めておく必要があると考えられる。下記に処理方針を整理する。

なお、すぐに処理業者への引き渡しができない場合は仮置場の指定する場所に一時保管する。また、表3-6に示す処理困難物・有害廃棄物を災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、それぞれの処理方法のとおりとする。

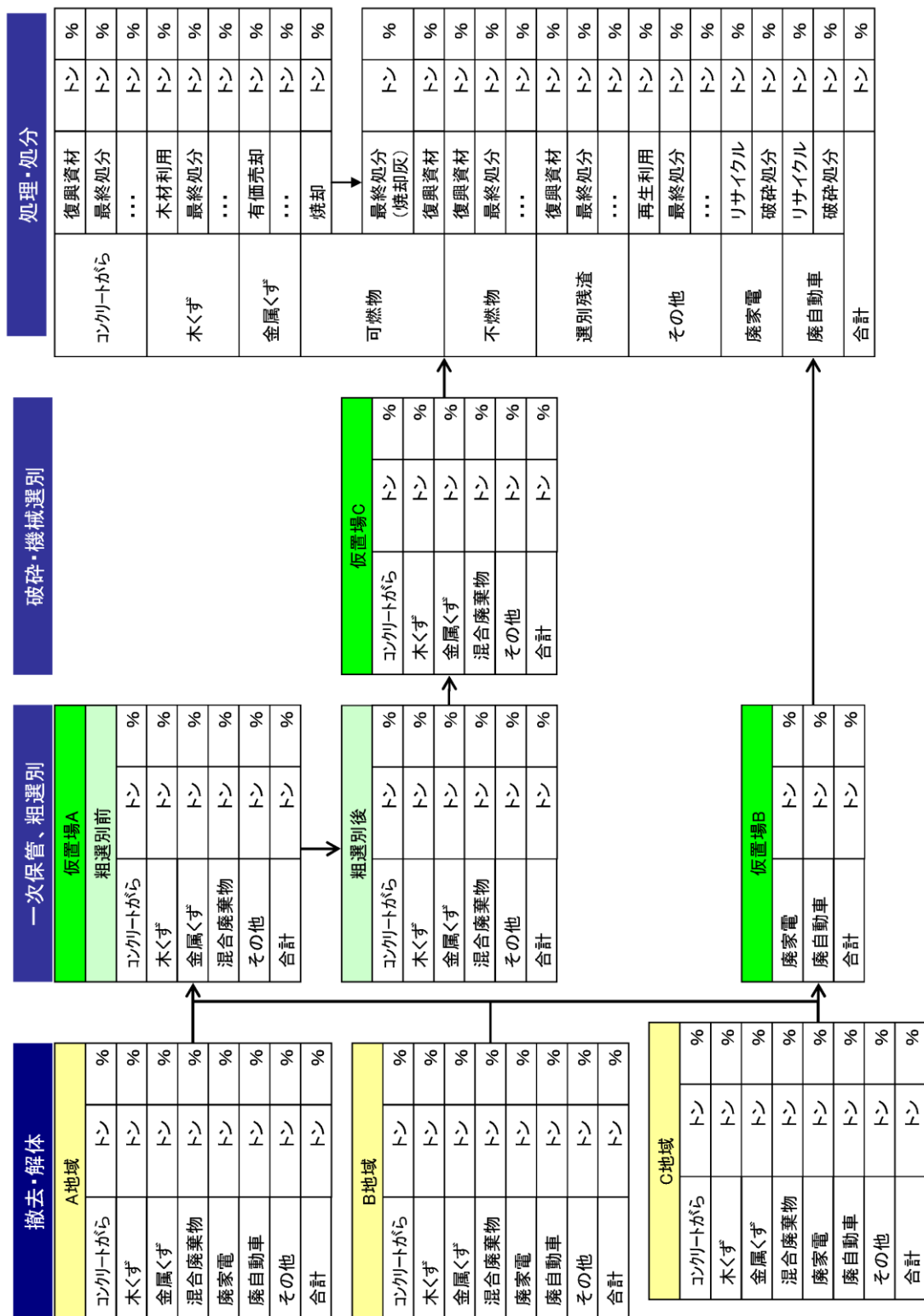
種類	具体的な例	処理方法
廃家電	家電4品目 パソコン等	各種リサイクル法に基づき、可能な限り再資源化を行う。
廃自動車	自動車 バイク等	所有者による自動車リサイクル法での処理を原則とするが、災害状況に応じて仮置場の保管を実施する。
腐敗性廃棄物	畳 布団等	悪臭・害虫が発生するため迅速に処理施設に搬入し処理する。 発生量により周辺自治体に応援を要請する。
危険物	消火器 ガスボンベ等	火災の原因となるため他の廃棄物から距離をおいて適切に保管し、専門業者に引き渡す。
その他		処理困難と思われる廃棄物が搬入された場合、他の廃棄物と分けて保管する。処理方法については別に定める。

表3-6 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

種 類	処理方法
石綿	・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・被災した建物の解体前には、石綿の事前調査を行い、石綿の使用が確認された場合は、解体がれき類に石綿が混入しないように適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・仮置場の災害がれき中に石綿を含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認する。 ・建物の解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行う。
廃PCB及び PCB使用機器	・PCB廃棄物は、原則として直接PCB保管事業者に引き渡す。 ・PCBを使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡す。 ・仮置場の災害がれき中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡す。 ・PCB含有の有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別し、保管する。 ・管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、市(町村)が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理する。
その他有害物質、 化学物質	・建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行う。 ・有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡す。

8 処理基本フロー

本町における災害廃棄物の発生量、処理可能量、処理方針等を踏まえ、国の指針や県計画を参考とし、災害廃棄物の種類毎に、再資源化を含む、中間処理から最終処分まで流れを示した処理基本フローを次の例を参考として作成するものとする。



出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技1-11-3】『処理フロー』(環境省 平成26年3月)

第4章 その他

第1項 環境対策、モニタリング、火災防止対策

町民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物処理施設、廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、町民及び処理業者へ情報の提供を行う。

モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、平時に検討した内容をもとに、被災状況を踏まえ設定する。

災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の見直しを行う。

第2項 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体、がれきの撤去は、原則として住民の負担において行うものである。

しかし、被災者の負担軽減と被災地の早期の復旧・復興を図るため、市町村の事業として国の補助の対象となった場合は、本町は、次のとおり対応することを基本とする。

- ・現地調査により危険度判定や所有者の意思を踏まえ優先順位を決定する。
- ・申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。
- ・解体を受け付けた建物については図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な解体作業を考慮し、解体・撤去の順序を検討する。
- ・解体申請受付開始後、速やかに解体事業の発注を行う。
- ・解体事業は、建設リサイクル法に基づき実施する。
- ・解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立会のもと、対象建築物、範囲を確認する。
- ・解体事業者より解体・撤去完了の連絡を受けたら、速やかに解体物件ごとに現地立会（申請者、自治体、解体業者）を行い、履行を確認する。
- ・被災規模が大きく、広い範囲で迅速な解体・撤去が必要な場合、作業の発注を建物毎でなく地区毎に行うなど、効率化を図ることも検討する。

第3項 施設強靱化計画

吾妻東部衛生センターは平成2年度に供用を開始し、既に28年経過していることから、今後10年以内に更新時期を迎える。また、西吾妻環境衛生センターも平成3年供用開始とほぼ同時期であり、こちらも同様に更新が必要になってくる。そのため施設の更新にあ

たっては、災害廃棄物の受け入れに必要な設備として、次の設備・機能を装備し強靱化を図る。

- ① 耐震・耐水性
- ② 始動用電源、燃料保管設備
- ③ 薬剤等の備蓄倉庫

第4項 仮設処理施設

保有している処理施設の能力だけでは処理不可能な場合や能力が不足する場合には、第2章第2項で定めた他市町村又は民間業者に応援を要請するが、それでも対応が不可能と判断される場合には、仮置場などに仮設の処理施設を設置し、処理能力の不足分を補完する。

第5項 思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合、思い出の品や貴重品は、可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供する必要があることから、その取扱いルールについて平常時から検討を行う。

- ・思い出の品等取扱いルールとして、思い出の品の定義、持主の確認方法、回収保管方法、返却方法等を定める。

(思い出の品の例)

位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等

- ・現金、預金通帳、証券、貴金属等の有価物については、速やかに警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類の様式を作成しておく。